様式第１号（第４条関係）

年　　月　　日

水戸市長　　　　　　　様

住　所

氏　名

水戸市空き家バンク物件登録申込書

水戸市空き家バンク制度に，空き家等を登録したいので，次のとおり申込みます。

１　登録内容

水戸市空き家バンク物件登録カード（様式第２号）のとおり

２　媒介業者（どちらか一方の□にチェックを入れて下さい。）

□　公益社団法人　茨城県宅地建物取引業協会へ媒介業者の選定を依頼します。

□　公益社団法人　全日本不動産協会茨城県本部へ媒介業者の選定を依頼します。

３　誓約事項（□にチェックを入れて下さい。）

□ 水戸市暴力団排除条例（平成24年水戸市条例第２号）第２条第２号に規定する暴力団員及び同条第３号に規定する暴力団関係者でないことを誓約します。

４　添付書類

・案内図

・間取り図

・登記事項証明書

・同意書（別紙）

（相続登記未済の場合）

・戸籍謄本

・その他（相続権者全員の同意書等）

（共有の場合）

　・共有者全員の同意書

（申込者が所有者と異なる場合）

・委任状

（別紙）

同　意　書

水戸市長　　　　　　　　様

私は，水戸市空き家バンク制度に物件の登録を申込むにあたり，下記の内容に同意します。

記

１　水戸市空き家バンクに登録した情報（以下「空き家情報」という。）のすべてを市が宅地建物取引業団体及び媒介業者に提供すること。

２　登録申込された物件について詳細調査（立入調査，写真撮影，物件の確認に必要な調査すべて）を，水戸市が依頼し宅地建物取引業団体が選定した媒介業者が実施すること。

３　媒介業者が詳細調査した結果すべてを水戸市に提供すること。

４　空き家情報（所有者に関する情報を除く。）及び媒介業者が撮影した物件の写真を広く一般に公開すること。

５　媒介業者が契約を進める際，相手方に空き家情報を提供すること。

６　宅地建物取引業法第46条第１項の規定に基づく額の報酬を媒介業者に支払うこと。

７　物件の売買又は賃貸借の交渉並びに契約及び契約成立後の問題等について，市は一切関与しないこと。

８　登録申込以降の手続き等は，水戸市空き家バンク制度実施要領の規定によること。

９　暴力団員等であるか否かの確認のため，茨城県警察本部長に照会されること。

年　　月　　日

住　所

ふりがな

氏　名（署名）

生年月日

様式第2号(第４条関係)

水戸市空き家バンク物件登録カード

太枠内のみ記入してください。(登録事項変更の場合は変更箇所のみ記入してください。)

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 物件登録番号 |  | 登録区分 | □売却 | □賃貸※ペット（□可・□屋外可・□不可) | □交渉次第 |
| 物件所在地 | （〒　　―　　　　） |
| 所有者 | 住所 | （〒　　―　　　　） |
| 氏名 |  | 電話 | ―　　　― |
| 登録手続者 | □所有者本人　　□代理人(委任状必要)　※所有者との関係(　　　　　　　) |
| 住所 | （〒　　―　　　　） |
| 氏名 |  | 電話 | ―　　　― |
| メール |  | FAX | ―　　　― |
| 希望価格 | □ 売却 | 万円 | □ 賃貸 | 万円/月 |
| 空き家等の概要 | 面積 | 構造 | 建築年 | 年築 |
| 土地 | m2 | □木造□軽量鉄骨造□鉄筋コンクリート□その他　(　　　　　　　) | 補修の要否 | 補修の費用負担 |
| 建物 | 1階 | m2 | □補修は不要□多少の補修必要□大幅な補修必要□現在補修中 | □所有者負担□入居者負担□その他(　　　　　　　) |
| 2階 | m2 |
| 間取り |  |
| 建築確認，開発許可等の取得状況 | 　　　　　年　　月　　日　　　　　　号　　　　　年　　月　　日　　　　　　号　※許可番号等記入下さい。 |
| 使用状況 | 　□管理中(　　　　　年から) | 　□使用中 |  |
| 設備状況 | 水道 | 　□上水道(加入済み・加入可能) | 　□地下水 | □その他(　　　 　) |
| 下水道 | 　□公共下水道(接続済・接続可能) | 　□浄化槽 | □その他(　　 　　) |
| 電気 | 　□引込済 | 　□その他(　　 　　) |
| ガス | 　□都市ガス | 　□プロパンガス | □その他(　　 　) |
| 駐車場 | 　□有(　　　　　　台) | □無 | 物置 | □有　　□無 |
| 庭 | 　□有(　　　　　　　) | □無 |
| その他 |  |
| 主要施設への距離 | □市役所等　(　　　　　　　　　　　　) | km | □中学校　(　　　　　　　　　　　　) | km |
| □病院　(　　　　　　　　　　　　) | km | □駅　(　　　　　　　　　　　　) | km |
| □保育所　(　　　　　　　　　　　　) | km | □バス停　(　　　　　　　　　　　　) | km |
| □幼稚園　(　　　　　　　　　　　　) | km | □商業施設等　(　　　　　　　　　　　　) | km |
| □小学校　(　　　　　　　　　　　　) | km | □公園　(　　　　　　　　　　　　) | km |
| 特記事項 | 抵当権の設定 | □有　　□無 | 相続登記の必要 | □有　　　□無 |
| 所有権その他権利の変更 | □有　　□無 | 変更年月日 | 年　　　月　　　日 |
| 建築基準法上の接道義務 | □満たす　　　□満たさない　　　□不明 |
|  |
| 申込日 | 年　　　月　　　日 | 現地確認日 | 年　　　月　　　日 |
| 登録日 | 年　　　月　　　日 | 登録期限 | 年　　　月　　　日 |
| 登録消除日 | 年　　　月　　　日 | □契約成立　□登録抹消　□その他(　　　　　) |

※抵当権及び相続登記の必要がある場合は，特記事項へ記載してください。

なお，記載漏れにより瑕疵担保責任が生じた場合，水戸市は一切の責任を負いかねます。